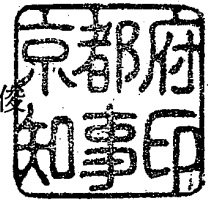




30 環管第 252 号
平成 30 年 7 月 4 日

枚方京田辺環境施設組合
管理者 石井 明三 様

京都府知事 西脇 隆彦



枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る
環境影響評価方法書に対する意見書について

平成 30 年 1 月 9 日付けで提出の上記環境影響評価方法書について、京都府環境影
響評価条例第 13 条の規定により、別添のとおり意見書を送付します。

担当	環境部環境管理課 指 導 担 当
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 1 5
F A X	0 7 5 - 4 1 4 - 4 7 0 5

別添

枚方京田辺環境施設組合可燃ごみ広域処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書に対する意見は、次のとおりです。

1 全般的事項

- 本事業では、可燃ごみ広域処理施設の配置や構造、設備の仕様、工事計画、運営計画などの事業特性の詳細は今後選定される民間事業者により決定されることになるため、その決定によって環境影響が変化することが考えられる事業特性の詳細をあらかじめ定めた上で環境影響評価を実施すること。
環境影響評価の実施までに定まらない事業特性の詳細については、各環境影響要因及び環境要素の区分ごと、最も環境影響が大きくなると想定される条件の下で、環境影響評価を実施すること。
- 今後、詳細な事業計画の策定や現地調査の結果等により、新たな環境影響要因が明らかになった場合には、必要に応じ、選定された項目及び手法を見直した上で、適切に環境影響評価を実施すること。
- 事業計画の策定に当たっては、環境への負荷を可能な限り低減するとともに、周辺環境にも配慮した計画となるよう十分検討し、その内容を準備書に記載すること。
- 環境影響評価の実施に当たっては、積極的かつ丁寧な情報公開を行う等、地域住民の十分な理解を得られるよう努めること。

2 個別事項

(1) 大気質

- 水銀を含め大気汚染に係る項目については、適切な排出ガス処理施設などの保全措置を検討し、できる限りの排出削減に努めること。
- 現況調査は、地域の風向や風速などの気象条件を踏まえて、適切に実施すること。
- 枚方市東部清掃工場の影響を加味して予測を行うに当たって、影響が最も大きくなる状況を適切に説明できる手法を検討し、準備書に適切に示すこと。
- 評価に当たっては、環境基準との比較にとどまらず、現況からの変化についても検討すること。

(2) 騒音

- 国道 307 号において、工事車両や供用時の施設利用車両の走行による騒音レベルの悪化を低減するため、走行時間やルート分散化などの対策を関係市とともに検討すること。

(3) 水質

- 排出ガス処理の方法を明らかにするとともに、有害物質を含む排水が発生する場合には、場外への飛散・流出などの環境影響を回避するための十分な対策を検討し、準備書に記載すること。

(4) 動物・植物

- 動物（猛禽類を除く）及び植物の調査については、調査地域の動植物の生息・生育状況等を適切に把握することができるよう調査地点や調査ルートを設定するとともに、必要に応じて、調査範囲の拡大及び追加調査を実施すること。また、定点カメラを使用して哺乳類及び小動物などの移動ルートを把握するとともに、そのルートを分断するなどの影響が想定される場合は、必要な保全措置を実施すること。
- 事業実施区域及びその周辺において、重要種の生息（営巣）・生育が確認された場合には、必要な対策について十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。
- 近隣でオオタカの生息情報があることから、必要に応じて猛禽類調査を周年で実施すること。また、オオタカを含む猛禽類の繁殖行動を確認した場合は、必要に応じて追加調査を実施し、繁殖活動への影響を回避・低減するための保全措置を検討し、準備書に記載すること。

(5) 生態系

- 事業により影響を受ける自然環境については、現地調査の結果を踏まえ、事業地内の緑化の推進をはじめ、実行可能な最大限の保全措置を検討し、総合的に評価を行うこと。

(6) 景観

- 当該施設の配置や構造、外観等は、可能な限り地域景観と調和したものとし、景観予測に当たっては、必要に応じて複数案を検討する等、住民に

分かりやすく示すこと。

(7) 温室効果ガス等

- 枚方市穂谷川清掃工場における処理が本事業の可燃ごみ広域処理施設で行われるようになることに伴い、施設利用車両の走行距離が延びることで温室効果ガス排出量の増加が見込まれるため、関連する温室効果ガス削減計画を踏まえて、排出量の低減を関係市とともに検討すること。